

鹿生第61号  
平成11年4月1日

各署長 殿

本 部 長  
担当 地域安全係 TEL

### 地域安全モニター制度の運用について（通達）

地域安全モニター制度については、「地域安全モニター制度の運用等について（通達）」（平成6年4月5日付け鹿防第188号）に基づき実施しているところであるが、今後は、下記により実施することとしたので、各警察署にあっては、この制度の趣旨を踏まえて適切な運用に努められたい。

記

#### 1 趣旨

地域安全モニター制度とは、地域安全活動推進の中核である地区防犯協会の傘下に地域安全モニター（以下「モニター」という。）を配置し、地域安全情報の地域住民への伝達及び地域住民の要望の取りまとめを行うなど、地域住民と地区防犯協会との連絡拠点として位置づけ、地域住民主体の地域安全活動を推進しようとするものである。

#### 2 モニターの委嘱

##### （1）委嘱の基準

モニターは、次に掲げる者の中から委嘱するものとする。

- ア 活動する能力及び意欲のある者
- イ 地域の実情に精通している者
- ウ 女性、特に主婦で地域の活動に熱心な者
- エ 学校又はPTAの関係者
- オ 町内会、自治会等の役員
- カ 青年団員のうち、現在活動を行っていると認められる者
- キ その他、地域安全活動に理解があり、活動的な各界指導者

##### （2）任期

モニターの任期は、原則として2年とする。ただし、地域の実情によっては、1年としてもよい。また、再任は妨げないが、任期は2年又は1年である旨を委嘱時に明

確に告げるとともに、再委嘱の際には、その者の委嘱期間中の活動状況を考慮すること。

### (3) 委嘱

委嘱は、地区防犯協会長及び警察署長の連名により、委嘱状（別記様式）を交付して行うものとする。

## 3 モニターの運用方法等

### (1) モニターの運用

モニターは、地区防犯協会の下部組織として、地域安全情報の地域住民への伝達及び地域住民の要望の取りまとめを行うなど、地域住民と地区防犯協会との連絡拠点であり、地域安全活動を効果的に実施する上で重要な役割を果たすものである。

その任務は、「静」的な要素もあるが、地域住民の防犯意識の向上を推進するための「動」的な要素が強く、町内会、地域住民、交番及び駐在所と緊密な連携を図り、防犯意識の普及、啓発及び地域安全活動の推進力となるものである。

### (2) モニターの行う活動内容

#### ア 広報資料等の配布・回覧・掲示

地区防犯協会、警察署、交番及び駐在所が提供する地域安全情報及び地域安全ニュース・ミニ広報紙を回覧板・掲示板等で速やかに地域に伝達する。

#### イ 交番・駐在所への連絡と地域住民への伝達

地域住民からの要望・意見の吸い上げ及び収集した地域安全情報の交番及び駐在所（以下「交番等」という。）への連絡又はモニター会議、電話、回覧板、掲示板等を活用して各種地域安全情報を地域住民に伝達する。

#### ウ 地域安全座談会・講習会等の開催

公民館、地域施設のコミュニティルームなどを利用して、交番等と連携の上、地域安全座談会・講習会等を開催する。

#### エ 各種地域安全運動への参加、呼び掛け

あらゆる機会を活用して地域住民の各種地域安全運動への参加を呼び掛ける。

#### オ 警察の行う防犯診断・防犯指導への協力

地域の連絡拠点として、また地域の代表者として、警察の実施する防犯診断や防犯指導に協力する。

#### カ 警察措置を必要とする事項の警察への連絡

警察措置を必要とする事項を知った場合は、電話、ファックス等を使用して警察に連絡を行う。

#### キ その他地域住民の安全に関する事項

### (3) 地域安全モニター板の表示等

#### ア 表示箇所

地域安全モニター板（以下「モニター板」という。）は、原則として、見やすい

場所に掲げるものとする。この場合において、モニター板の掲出は、強制ではないので誤りのないようにすること。

イ 返納措置

解職となった場合には、それまでの活動に感謝するとともに、表示板は返納させるものとする。

(4) 警察官とモニターとの関係

警察官は、モニター宅を積極的に訪問し、地域安全情報の提供を行うとともに、住民の意見・要望の収集に当たるものとする。

4 地域安全モニター総代・副総代・班長の任務等

(1) 地域安全モニター総代・副総代

ア 任命

地区防犯協会を単位に、地域安全モニター班長の中から総代・副総代各1名を任命することとするが、総代は地区防犯協会単位の地域安全モニターの代表であり、副総代はこれを補佐する者である。ただし、地域の実情により会長・副会長と呼称する場合もある。

イ 任命者

地区防犯協会会長

ウ 任期

原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

エ 任務

地域安全モニター及び同班長としての活動のほか、おおむね次に掲げる事項を任務とする。

(1) 地域安全モニター班長の取りまとめ及び連絡・調整

(イ) 管内で防犯対策が必要な犯罪が発生した場合における対策会議の随時開催

(ウ) 地域安全モニター班長会議の開催

(エ) 地区防犯協会、警察署等との連絡・調整

(オ) その他管内の行政機関、関係機関、団体等との連絡・調整

(2) 地域安全モニター班長

ア 任命

地域安全モニター班長は、モニターの中から地域の実情に応じて任命することとする。この場合において、一方的に任命するのではなく、地域安全モニターの互選、推薦等の方法によることも考慮すること。

イ 任命者

地区防犯協会会長

ウ 任期

原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

## エ 任務

地域安全モニター班長は、モニターとしての活動のほか、おおむね次に掲げる事項を任務とする。

(ア) 所管区内モニター会議の定期的開催による地域安全情報の集約、提供、意見交換及び指導啓発

(イ) 地域住民、モニター等からの要望・意見の集約

(ウ) 所管区内の住民を対象とした防犯座談会、防犯講習会、防犯パトロール、防犯診断等の計画・実施

(エ) 交番からの地域安全情報の受理とモニターへの伝達

(オ) その他交番、地区防犯協会等との連絡・調整

## オ 地区防犯協会との連携

モニターが地区防犯協会の下部組織として位置付けられることから、地区防犯協会との意思疎通を図るため、地区防犯協会が主催する各種行事に積極的に参加することとする。

別記様式（2の(3)関係）

## 委 嘱 状

殿

あなたを「地域安全モニター」に

委嘱します

年 月 日

○○ 地区防犯協会長

○○ 警察署長

印
印

